

令和四年国土交通省令第九十三号

国土交通省関係経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律に基づく供給確保計画の認定等に関する省令

経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律（令和四年法律第四十三号）第九條第一項、第三項第九号及び第四項第四号、第十條第一項、第十二條並びに第九十一條の規定に基づき、国土交通省関係経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律に基づく供給確保計画の認定等に関する省令を次のように定める。

第一条 この省令において使用する用語は、経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律（以下「法」という。）において使用する用語の例による。

第二条 法第九條第一項の規定により供給確保計画の認定を受けようとする者（次項及び第五條において「申請者」という。）は、様式第一による申請書を、国土交通大臣に提出しなければならない。

2 前項の申請書の提出は、次に掲げる書類を添付して行わなければならない。
一 申請者の定款の写し又はこれに準ずるもの及び申請者が登記をしている場合には、当該登記に係る登記事項証明書
二 申請者の最近三期間の事業報告の写し、貸借対照表及び損益計算書（これらの書類を作成していない場合には、これらに準ずるもの）
三 第四条各号に掲げるいずれかの措置が確実に講じられる見込みがあることを証する書類
四 申請者が次のいずれにも該当しないことを証する書類

イ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二條第六号に規定する暴力団員（以下このイにおいて「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなつた日から五年を経過しない者（口及びハにおいて「暴力団員等」という。）
ロ 法人でその役員のうち暴力団員等があるもの
ハ 暴力団員等がその事業活動を支配する者

3 国土交通大臣は、第一項の申請書及び前項の書類のほか、供給確保計画が法第九條第四項各号に掲げる要件に適合することを確認するために必要と認める書類の提出その他必要な協力を求めることができる。
（法第九條第三項第九号の主務省令で定める事項）

第三条 法第九條第三項第九号の主務省令で定める事項は、供給確保計画に記載された取組の実施に際して他の法令に基づく行政庁の許可、認可、承認その他これらに類するもの（以下この条において「許認可等」という。）を必要とする場合にあっては、当該許認可等を受けていることを証する事項又は当該許認可等の申請の状況を明らかにした事項とする。
（取組を円滑かつ確実に実施するために行う措置）

第四条 法第九條第四項第四号の主務省令で定める措置は、次の各号のいずれかとする。
一 特定重要物資等の需給がひつ迫した場合に行う措置として次に掲げるいずれかの措置
イ 特定重要物資等の需給及び価格が安定し、円滑な取引が実施されている時の生産量を上回る量の当該特定重要物資等の生産その他の当該特定重要物資等の増産に資する措置
ロ 特定重要物資等に代替する物資の使用又は供給その他の当該特定重要物資等の依存の低減に資する措置
ハ イ及びロに掲げるもののほか、当該特定重要物資等の安定供給確保に資する措置
ニ 特定重要物資等の供給能力の維持若しくは強化に資する投資又は依存の低減の実現に資する設備投資、研究開発その他の措置

第五条 国土交通大臣は、法第九條第一項の規定により供給確保計画の提出を受けた場合において、速やかに同条第四項の定めを照らしてその内容を審査し、当該供給確保計画の認定をするときは、その提出を受けた日から原則として一月以内に、申請者に様式第二の認定書を交付するものとする。

6 国土交通大臣は、前項の認定をしないときは、その旨及びその理由を記載した様式第三による通知書を申請者に交付するものとする。
3 国土交通大臣は、第一項の認定をしたときは、当該認定に係る特定重要物資等について安定供給確保支援業務を行う安定供給確保支援法人に、様式第四により、当該認定について、次に掲げる事項を通知するものとする。

一 認定の日付
二 供給確保計画認定番号
三 認定供給確保事業者の名称
四 認定供給確保計画の概要
（認定供給確保計画の変更に係る認定の申請及び認定）

第六条 法第十條第一項の規定により供給確保計画の変更の認定を受けようとする認定供給確保事業者（以下第四項及び第六項において「変更申請者」という。）は、様式第五による申請書を国土交通大臣に提出しなければならない。
2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。ただし、第二号に掲げる書類については、既に国土交通大臣に提出されている当該書類の内容に変更がないときは、申請書にその旨を記載して当該書類の添付を省略することができる。
一 当該供給確保計画に従って行われる取組の実施状況を記載した書類
二 第二条第二項各号に掲げる書類
3 国土交通大臣は、第一項の申請書及び前項の書類のほか、変更後の供給確保計画が法第十條第三項において準用する法第九條第四項各号に掲げる要件に適合することを確認するために必要と認める書類の提出その他必要な協力を求めることができる。

4 国土交通大臣は、第一項の申請書の提出を受けた場合において、速やかに法第十條第三項において準用する法第九條第四項の定めを照らしてその内容を審査し、変更の認定の申請のあった認定供給確保計画の変更の認定をするときは、その提出を受けた日から原則として一月以内に、変更申請者に様式第六の認定書を交付するものとする。

5 国土交通大臣は、前項の変更の認定をしないときは、その旨及びその理由を記載した様式第七による通知書を変更申請者に交付するものとする。
6 国土交通大臣は、第四項の変更の認定をしたときは、当該変更の認定に係る特定重要物資等について安定供給確保支援業務を行う安定供給確保支援法人に、様式第八により、当該変更の認定について、次に掲げる事項を通知するものとする。

一 変更の認定の日付
二 変更後の供給確保計画認定番号
三 認定供給確保事業者の名称
四 変更後の認定供給確保計画の概要
（供給確保計画の軽微な変更）

第七条 法第十條第一項ただし書の主務省令で定める軽微な変更は、次に掲げるものとする。
一 氏名又は住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名又は主たる事務所の所在地）の変更
二 認定供給確保計画の実施期間の六月以内の変更
三 認定供給確保計画を実施するために必要な資金の額及びその調達方法の変更であつて、当該資金の額についてパーセント未満の増減を伴うもの（法第三十一條第三項第一号の規定に基づき安定供給確保支援法人が認定供給確保事業者に交付する助成金の額の変更を除く。）
四 前三号に掲げるもののほか、認定供給確保計画に記載されている内容の実質的な変更を伴わない変更

2 法第十條第二項の規定により、前項に規定する軽微な変更を行った旨の届出をしようとする認定供給確保事業者は、遅滞なく、様式第九による届出書を国土交通大臣に提出しなければならない。
（認定供給確保計画の変更の指示）

第八条 国土交通大臣は、法第十一條第二項の規定により認定供給確保計画の変更を指示するときは、当該変更の指示の内容及びその理由を記載した様式第十による通知書当該変更の指示を受ける認定供給確保事業者に交付するものとする。
（認定供給確保計画の取消し）

第九条 国土交通大臣は、法第十一條第一項又は第二項の規定により認定供給確保計画の認定を取り消すときは、その旨及びその理由を記載した様式第十一による通知書当該認定が取り消される認定供給確保事業者に交付するものとする。

2 国土交通大臣は、認定供給確保計画の認定を取り消したときは、様式第十二により、その認定を取り消した日付、供給確保計画認定番号及び事業者の名称を、当該認定に係る特定重要物資について安定供給確保支援業務を行う安定供給確保支援法人に通知するものとする。

3 国土交通大臣は、第一項の認定をしたときは、当該認定に係る特定重要物資等について安定供給確保支援業務を行う安定供給確保支援法人に、様式第十三により、当該認定について、次に掲げる事項を通知するものとする。

様式第九（第7条第2項関係）

様式第九（第7条第2項関係）
認定労働組合の報告書

年 月 日

国主労働大臣 様

認定労働組合 代表者の氏名

年 月 日付で認定された認定労働組合の報告書について、関係法令等に基づき、以下のとおり報告書を作成し、提出する。関係法令等に基づき、以下のとおり報告書を作成し、提出する。

1. 認定労働組合の報告書

2. 認定労働組合の報告書

3. 認定労働組合の報告書

認定労働組合	認定労働組合

（備考）
関係の次序は、日本労働組合法第4条による。

（署名）
認定労働組合の代表者

様式第十（第8条関係）

様式第十（第8条関係）
認定労働組合の報告書

年 月 日

国主労働大臣 様

認定労働組合 代表者の氏名

年 月 日付で認定された認定労働組合の報告書について、関係法令等に基づき、以下のとおり報告書を作成し、提出する。関係法令等に基づき、以下のとおり報告書を作成し、提出する。

1. 認定労働組合の報告書

2. 認定労働組合の報告書

3. 認定労働組合の報告書

（備考）
関係の次序は、日本労働組合法第4条による。

様式第十一（第9条第1項関係）

様式第十一（第9条第1項関係）
認定労働組合の報告書

年 月 日

国主労働大臣 様

認定労働組合 代表者の氏名

年 月 日付で認定された認定労働組合の報告書について、関係法令等に基づき、以下のとおり報告書を作成し、提出する。関係法令等に基づき、以下のとおり報告書を作成し、提出する。

1. 認定労働組合の報告書

2. 認定労働組合の報告書

（備考）
関係の次序は、日本労働組合法第4条による。

様式第十二（第9条第2項関係）

様式第十二（第9条第2項関係）
認定労働組合の報告書

年 月 日

国主労働大臣 様

認定労働組合 代表者の氏名

年 月 日付で認定された認定労働組合の報告書について、関係法令等に基づき、以下のとおり報告書を作成し、提出する。関係法令等に基づき、以下のとおり報告書を作成し、提出する。

1. 認定労働組合の報告書

2. 認定労働組合の報告書

3. 認定労働組合の報告書

様式第十三（第10条関係）

認定労働組合等の認定申請書

年 月 日
在 席
名 簿
代表者の氏名

組 員 合計で認定を受ける労働組合員について、認定調査を一律的に行うこと
による労務管理の負担を軽減する目的に基づき、認定の調査対象となる労働者の
数を削減します。

- 1. 認定申請書の提出先
2. 認定申請書の提出先に関する特定事項
3. 本報告書における特定事項等ごとの調査及び認定又は拒絶の理由について

Table with 2 columns: 労働組合員の種類, 調査項目, 調査結果 (合格/不合格)

Table with 2 columns: 認定の理由, 調査項目, 調査結果 (合格/不合格)

(注) 1. 認定申請書の提出先に関する特定事項の調査及び認定又は拒絶の理由について
(注) 2. 認定申請書の提出先に関する特定事項の調査及び認定又は拒絶の理由について

Table with 3 columns: 調査項目, 調査内容, 調査結果 (合格/不合格)

Table with 3 columns: 調査項目, 調査内容, 調査結果 (合格/不合格)

(注) 1. 認定申請書の提出先に関する特定事項の調査及び認定又は拒絶の理由について
(注) 2. 認定申請書の提出先に関する特定事項の調査及び認定又は拒絶の理由について

Table with 3 columns: 調査項目, 調査内容, 調査結果 (合格/不合格)

(注) 1. 認定申請書の提出先に関する特定事項の調査及び認定又は拒絶の理由について
(注) 2. 認定申請書の提出先に関する特定事項の調査及び認定又は拒絶の理由について

6. 労務管理の一環として実施するその他の労務管理の状況
(備考) 労務管理の状況は、日本経済連合会A47です。